

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること
--------------	----------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
施策目標	1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること
個別目標 1	求職者のニーズに応じた求人の確保を図ること	
	(主な事務事業) ・ 求人者に対する求人年齢緩和指導 ・ 正社員就職増大対策	
個別目標 2	早期再就職に向けた個別支援の推進を図ること	
	※重点評価課題（職業相談の充実） (主な事務事業) ・ 再就職支援プログラム事業 ・ 再就職プランナー事業	
個別目標 3	未充足求人へのフォローアップの徹底等求人者サービスの充実による就職促進を図ること	
	(主な事務事業) ・ 未充足求人へのフォローアップ	
個別目標 4	労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること	
	(主な事務事業) ・ 職業紹介事業指導援助事業 ・ 労働者派遣事業雇用管理等援助事業	
個別目標 5	官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること	
	(主な事務事業) ・ しごと情報ネット事業	
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1 求職者のニーズに応じた求人の確保、早期再就職に向けた個別支援の推進、求人者サービスの充実による就職促進		
(1) 目的等 公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図る。		
(2) 根拠法令等 職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条第1項（抄）		
一 労働力の需給調整の適正かつ円滑な調整を図ること。		
二 失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な施策を樹立し、その実		

<p>施に努めること。</p> <p>三 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料職業紹介事業を行うこと。</p>	
<p>2 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保</p> <p>(1) 目的等</p> <p>職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、職業の安定を図る。</p> <p>また、労働力の需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業の適性な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資する。</p>	
<p>(2) 根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業安定法（昭和22年法律第141号） ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号） 	
<p>3 官民の連携による労働力需給調整機能の強化</p> <p>(1) 目的等</p> <p>求職者が、インターネットを利用して官民の参加機関（民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等）の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムである「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。</p>	
<p>主管部局・課室</p>	<p>職業安定局首席職業指導官室（個別目標 1, 2, 3） 職業安定局需給調整事業課（個別目標 4, 5）</p>
<p>関係部局・課室</p>	

2. 現状分析

<p>平成18年度の雇用情勢は、有効求人倍率が、1倍を超える水準で推移し、平成19年3月においては1.03倍となるとともに、完全失業率は、平成18年4月の4.3%が平成19年3月には4.0%となり、高水準ながらも緩やかな低下傾向で推移するなど、厳しさが残るものの、改善に広がりが見られるところである。</p> <p>しかし、依然として能力、経験、年齢等のミスマッチが見られることから、改善傾向をより確かなものとするため、公共職業安定機関における需給調整機能を更に強化するとともに、官民の連携による労働力需給調整機能を強化し、ミスマッチの解消を図る必要がある。</p> <p>また、産業構造の変化や働き方の多様化等に対応するため、以下のとおり事業所数が増加傾向にある職業紹介事業、労働者派遣事業等の適正な運営を確保し、労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合が図られるようにする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般労働者派遣事業 21,522事業所（平成19年3月現在）（対前年度比約29.6%増加） ・ 特定労働者派遣事業 30,018事業所（平成19年3月現在）（対前年度比約35.1%増加） ・ 有料職業紹介事業 12,808事業所（平成19年3月現在）（対前年度比約23.5%増加） ・ 無料職業紹介事業（※） 661事業所（平成19年3月現在）（対前年度比約 1.2%増加） <p>（※）学校等、特別の法人及び地方公共団体によるものを除く</p>

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	公共職業安定所の求職者の就職率 (%) (32%以上/平成18年度)	26.7	28.8	30.7	31.6	32.4
2	雇用保険受給資格者の早期再就職割合 (%) (16%以上/平成18年度)	—	—	13.6	14.0	15.1
3	職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減少/平成18年度)	—	—	—	9.3	8.9
4	職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減少/平成18年度)	—	—	—	10.7	10.3
5	労働者派遣法第34条(就業条件等の明示)の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減少/平成18年度)	—	—	27.5	30.0	25.0
6	労働者派遣法第35条(派遣先への通知)の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減少/平成18年度)	—	—	20.1	18.5	15.2
7	しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合 (%) (35%/平成18年度)	—	—	—	—	35.7
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1、2 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・ 公共職業安定所の求職者の就職率は、公共職業安定所に求職申込みをした求職者に対する就職者の比率をいい、求職者のうち公共職業安定所から紹介あっせんを受け、求人者との間に雇用関係が成立したものの割合。 ・ 雇用保険受給資格者の早期再就職割合については、雇用保険の基本手当の受給資格決定件数に対する給付日数を3分の2以上残して就職し、かつ再就職手当を受給した者の割合であり、平成16年度から集計を開始。						
②指標3～6 資料出所：職業安定局調べによる。						
③指標7 資料出所： 「平成18年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」((財)雇用情報センター) 備考： ・ インターネットによるモニターリサーチ調査。 ・ アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。						
施策目標の評価						
<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定機関において、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施した結果、各指標について着実な実績の向上が見られ、平成18年度における公共職業安定所の求職者の就職率が32.4%となり目標を達成した。また、雇用保険受給資格者の早期再就職割合については、目標は達成できなかったものの、着実に実績は向上している。これらを踏まえると、公共職業安定機関の需給調整機能が有効に機能しているものと評価できる。 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付等による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に 						

応じて、その事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督による法違反等の是正の結果、平成18年度において、労働者派遣法第34条違反率が5.0ポイント、第35条違反率が3.3ポイント減少し、労働者派遣事業の適正な運営の確保が有効に図られたものと考えられる。職業紹介事業についても、目標は達成できなかったものの、違反率は着実に減少しており、事業の適正な運営の確保が図られている。また、指導監督を計画的かつ効果的に実施するため、重点対象を選定するとともに自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し取り組んだところである。

- ・ しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであるが、しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(予定も含む)については、「平成18年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると35.7%であり、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げていることから、官民の連携による求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られている。

以上のとおり、7指標のうち4指標で平成18年度の目標を達成し、残る3指標についても実績が伸びているため、施策目標の達成に向けて着実に進展していると言える。

4. 個別目標に関する評価

個別目標 1						
求職者のニーズに応じた求人の確保を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
(達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	年齢不問求人の割合 (%) (50%以上/平成19年度)	12.9	18.3	40.5	42.5	51.4
2	正社員求人の充足率 (%) (前年度 (23.5%) 以上/平成18年度)	—	—	22.2	23.2	23.5
(調査名・資料出所、備考)						
資料出所：職業安定局調べによる。						
備考：						
<ul style="list-style-type: none"> 年齢不問求人の割合は、公共職業安定所で事業主から申込みを受けた求人のうち、対象年齢が不問となっている求人の割合であり、各年度の実績は、各年度の3月の実績である。 正社員求人の充足率は、公共職業安定所で受理した求人のうち、充足した求人の割合であり、平成16年11月より集計を開始した。このため、平成16年度の実績は、平成16年11月から平成17年3月の実績である。 						
個別目標 1 に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>求人の年齢制限緩和指導に取り組んだことにより、着実に実績は向上し、年齢不問求人の割合は51.4%と1年早く当該目標を達成したところであり、また、正社員求人の充足率についても着実な実績向上が見られ、目標を達成している。</p> <p>以上のことから、本取組は有効に機能しており、求職者のニーズに応じた求人の確保が図られているものと評価できる。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：求人者に対する求人年齢制限緩和指導						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：公共職業安定所で受理する求人のうち、年齢制限不問の求人の割合を高め、年齢にかかわらず働ける社会を実現するため、求人者に対して指導啓発を行う。 ※本事業は、公共職業安定所の業務の一環として実施している。						
事務事業名：正社員求人就職増大対策						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：正社員求人の確保に重点を置いた求人開拓の実施、未充足となっている正社員求人に対し、求職者のニーズを踏まえた求人条件緩和指導等の積極的なマッチングの実施、未充足の非正社員求人に対する正社員への変更のための求人者への働きかけ等を実施し、求職者の多くが希望する正社員の求人の確保に努める。 ※本事業は公共職業安定所の業務の一環として実施している。						

個別目標 2						
早期再就職に向けた個別支援の推進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準／達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	再就職支援プログラム対象者の就職率 (%) (73%以上／平成18年度)	71.1	64.8	69.2	72.8	76.1
2	就職実現プラン対象者の就職率 (%) (59%以上／平成18年度)	—	—	47.6	58.8	62.8
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：再就職実現プランナー事業は、平成16年4月から実施。						
アウトプット指標 (達成水準／達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	再就職支援プログラム開始者数 (件) (8万件以上／平成18年度)	2,076	51,310	79,053	83,107	95,928
2	就職実現プラン作成件数 (件数) (12万件以上／平成18年度)	—	—	64,407	135,940	150,748
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・再就職実現プランナー事業は、平成16年4月から実施。 ・再就職支援プログラム対象者の就職率は、本事業終了者のうち、就職による終了者の割合。 ・就職実現プラン対象者の就職率は、就職実現プラン終了者のうち、就職による終了者の割合。						
個別目標 2 に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>再就職支援プログラム事業では、再就職支援プログラム開始者数は約9.6万件と目標を達成し (達成率120%)、就職率は76.1%と同様に目標を達成している。</p> <p>また、再就職プランナー事業については、平成18年度の就職実現プラン作成件数は約15万件と目標を達成し (達成率126%)、就職率は62.8%と同様に目標を達成している。</p> <p>以上のことから、公共職業安定所における担当者制による個々の求職者のニーズに応じたきめ細かな職業相談の充実等、求職者の早期再就職に向けた個別支援の推進が図られているものと評価できる。</p>						
(※太字部分は、重点評価課題該当部分)						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：再就職支援プログラム事業						
平成18年度 予 算 額：3,857百万円 (補助割合：[国 /][/][/])						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、 労働保険特会 、その他 ()						
実施主体：本省、厚生局、労働局 (監督署、 安定所 、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ()						
概要：早期再就職の必要性が高い求職者支援実施のため、早期再就職専任支援員 (就職支援ナビゲーター) を配置し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シュミレーションの実施、個別求人開拓等、担当制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な就職支援を行う。						
事務事業名：再就職プランナー事業						
平成18年度 予 算 額：2,333百万円 (補助割合：[国 /][/][/])						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、 労働保険特会 、その他 ()						
実施主体：本省、厚生局、労働局 (監督署、 安定所 、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ()						
概要：会社都合等非自発的理由等により離職した雇用保険受給者や自営廃業者であって、						

家計の担い手である求職者等、特に緊要度の高い者に対し、再就職プランナーによる予約相談を取り入れた支援を行う。具体的には、各々の求職者の抱える課題に応じた就職実現プランを策定し、これに基づき個別総合的な相談援助を実施する。

個別目標 3						
未充足求人へのフォローアップの徹底等求人者サービスの充実による就職促進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
(達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	受理後3週間以上の未充足求人に対するフォローアップ率 (%) (100%/平成18年度)	-	-	53.8	83.7	98.9
(調査名・資料出所、備考)						
資料出所：職業安定局調べによる。						
備考：						
<ul style="list-style-type: none"> 指標のフォローアップ率は、平成16年4月から全国集計開始した。 公共職業安定所に事業主から求人を申し込まれ受理した後3週間を経過しても紹介のない求人のうち、応募条件の緩和の相談等、何らかのフォローアップを行った求人の割合である。 						
個別目標 3 に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から)						
未充足求人へのフォローアップ事業の実績は、98.9%と100%に近い水準となっている。このことから、本取組は有効に機能しており、求人者サービスの充実による求職者の就職促進が図られているものと評価できる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 ：未充足求人へのフォローアップ						
平成18年度：632百万円 (補助割合：[国 /] [/] [/])						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ()						
実 施 主 体：本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ()						
概要：未充足求人に対するフォローアップを行い、求人者と求職者の相互理解の促進を図るとともに、当該求人が充足できるよう条件緩和の相談援助を行い、求人者と求職者の結合を高め、未充足求人の解消を図る。						

個別目標 4						
労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
(達成水準/達成時期)						
	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
1	職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成18年度) ※施策目標に係る指標3と同じ	—	—	—	9.3	8.9
2	職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成18年度) ※施策目標に係る指標4と同じ	—	—	—	10.7	10.3
3	労働者派遣法第34条(就業条件等の明示)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成18年度) ※施策目標に係る指標5と同じ	—	—	27.5	30.0	25.0
4	労働者派遣法第35条(派遣先への通知)の違反率(前年度より1ポイント以上減少/平成18年度) ※施策目標に係る指標6と同じ	—	—	20.1	18.5	15.2
(調査名・資料出所、備考) 職業安定局調べによる。						
参考指標						
	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
1	職業紹介事業の許可事業所数(件)	1,177	1,138	1,500	1,859	2,240
2	職業紹介事業の指導監督件数(件)	1,957	2,045	1,748	1,732	1,434
3	労働者派遣事業の許可・届出事業所数(件)	3,079	4,005	8,957	10,477	14,839
4	労働者派遣事業の指導監督件数(件)	4,412	3,985	4,563	6,068	9,776
5	職業紹介責任者講習会受講人数(人)	6,859	7,580	7,733	9,353	12,953
6	派遣元責任者講習会受講人数(人)	16,359	19,487	25,009	30,447	38,881
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・ 職業紹介事業の許可事業所数は、各年度3月時点の有料職業紹介事業の事業所数及び無料職業紹介事業(学校等、特別の法人及び地方公共団体によるものを除く。)の事業所数の合計。 ・ 職業紹介事業の指導監督件数は、有料職業紹介事業及び無料職業紹介事業の事業所を訪問し、指導監督を行った延べ件数。 ・ 労働者派遣事業の許可・届出事業所数は、各年度3月時点の一般労働者派遣事業の事業所数及び特定労働者派遣事業の事業所数の合計。 ・ 労働者派遣事業の指導監督件数は、一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業、派遣先等の事業所を訪問し、指導監督を行った件数。						
個別目標 4 に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から)						
労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付等による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督による法違反等の是正の結果、平成18年度において、労働者派遣法第34条違反率が5.0ポ						

イント、第35条違反率が3.3ポイント減少し、労働者派遣事業の適正な運営の確保が有効に図られたものと考えられる。職業紹介事業についても、目標は達成できなかったものの、違反率は着実に減少しており、事業の適正な運営の確保が図られている。また、指導監督を計画的かつ効果的に実施するため、重点対象を選定するとともに自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し取り組んだところである。

派遣先責任者講習、職業紹介責任者講習会等の実施については、平成18年度において38,881人が派遣元責任者講習を、12,953人が職業紹介責任者講習会を受講しており、これらの事業に関する責任者の適正な事業運営に必要な知識の習得及び向上が図られたところであり、当該責任者が事業運営に関わることにより、これらの事業の適正な運営の確保が有効に図られていると考えられる。また、受講者に適正な事業運営に必要な知識を付与することにより事業者自らによる適正な事業運営の確保を図るものであり、これらの事業の適正な運営を効率的に確保するものであると考えられる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	職業紹介事業指導援助事業
平成18年度 予算額	216百万円（補助割合：[国 /] [/] [/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：職業紹介事業従事者研修会及び職業紹介責任者講習の開催等により、職業紹介事業者による事業の適正かつ効果的な実施を図り、これにより求職者の早期就職等労働者の福祉の増進を図る。	
事務事業名	労働者派遣事業雇用管理等援助事業
平成18年度 予算額	666百万円（補助割合：[国 /] [/] [/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：派遣先に対する講習、派遣元事業主に対する雇用管理研修及び派遣元責任者講習の開催等により、派遣元事業主による労働者派遣事業の適正かつ効果的な実施を図り、これにより派遣労働者の就業機会の確保、派遣先における就業の適正化等労働者の福祉の増進を図る。	

個別目標5						
官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
(達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(%) (35%以上/平成18年度) ※施策目標に係る指標7と同じ	-	-	-	-	35.7
(調査名・資料出所、備考)						
調査名(資料出所): 「平成18年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」((財)雇用情報センター)						
備考: ・ インターネットによるモニターリサーチ調査 ・ アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。						
参考指標						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	参加機関数 (機関)	3,820	4,533	5,109	6,525	8,835
2	求人情報件数 (件)	504,095	634,002	810,671	923,032	1,066,875
3	アクセス件数 (PC版 万件)	34.6	43.1	45.7	45.6	45.1
	(携帯版 万件)	31.6	43.4	54.0	64.0	60.2
(調査名・資料出所、備考)						
・ 参加機関数、求人情報件数は、各年度3月31日現在の数である。 ・ アクセス件数は、各年度の1日平均件数である。						
個別目標5に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものである。しごと情報ネットの利用者のうち、しごと情報ネットを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした利用者の割合(「具体的行動を起こす予定の者」を含む。)については、「平成18年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると35.7%であり、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げている。さらに、参考指標のとおり、しごと情報ネットの参加機関数(平成19年3月31日現在8,835機関(対前年同期比約35.4%増))及び求人情報件数(平成19年3月31日現在約107万件(対前年同期比約15.6%増))がともに増加するとともに、しごと情報ネットへのアクセス件数(年度の1日平均件数)については、PC版、携帯版併せて前年に引き続き100万件以上を維持している。以上のことから、しごと情報ネットの運営により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られており、官民連携による労働力需給調整機能の強化に寄与していると評価できる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : しごと情報ネット事業						
平成18年度 : 552百万円(補助割合:[国 /][/][/])						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(一部公益法人への委託事業を含む)						
概要 : 求職者が、インターネットを利用して、官民の参加機関(民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等)の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムであり、これを運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。						

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- 2 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他 ()
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
該当無し
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
該当無し
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
該当無し
- ④会計検査院による指摘
該当無し
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
該当無し

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

該当無し